

独立行政法人航空大学校(法人番号4350005001054)の役職員の報酬・給与等について(令和7年度)

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 役員報酬の支給水準の設定についての考え方

当法人は、航空機の操縦に関する学科及び技能を教授し、航空機の操縦に従事する者を養成する業務を担っている。その業務内容に鑑み、役員報酬水準については、独立行政法人通則法第50条の2第3項の規定に基づき、国の職員に適用される一般職の職員の給与に関する法律の指定職俸給を参考に、役員の仕事と当法人の業務の実績を勘案して設定している。

国一指定職5号俸:1,006,000円(局長級) 指定職4号俸:933,000円(局長級) 指定職2号俸794,000円(次長、部長級) 指定職1号俸:736,000円(部長、審議官級)

② 令和7年度における役員報酬についての業績反映のさせ方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

勤勉手当において、勤勉手当基礎額に当該役員の勤務実績及び業績評価の結果を勘案して決定した割合を乗じて支給している。

③ 役員報酬基準の内容及び令和7年度における改定内容

法人の長

役員報酬基準は、月額、期末手当及び勤勉手当から構成されている。月額については、独立行政法人航空大学校役員報酬規程に則り、俸給(理事長933,000円)に特別地域手当、通勤手当、単身赴任手当を加算して算出している。
なお、俸給や各手当については国家公務員の給与に準じた取扱いとなっており、人事院勧告に準拠して改定を行っている。
期末手当についても、同規程に則り、期末手当基礎額(俸給+特別地域手当+役職加算額)に100分の66.25を乗じ、さらに基準日以前6ヶ月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。また、令和7年度人事院勧告を踏まえ、令和7年度期末手当の100分の2.5の引き上げを行っている。
勤勉手当については、勤勉手当基礎額(俸給+特別地域手当+役職加算額)に勤勉手当の成績率の基準に従って定める割合を乗じて得た額としている。

理事

役員報酬基準は、月額、期末手当及び勤勉手当から構成されている。月額については、独立行政法人航空大学校役員報酬規程に則り、俸給(理事794,000円)に特別地域手当、通勤手当、単身赴任手当を加算して算出している。
なお、俸給や各手当については国家公務員の給与に準じた取扱いとなっており、人事院勧告に準拠して改定を行っている。
期末手当についても、同規程に則り、期末手当基礎額(俸給+特別地域手当+役職加算額)に100分の66.25を乗じ、さらに基準日以前6ヶ月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。また、令和7年度人事院勧告を踏まえ、令和7年度期末手当の100分の2.5の引き上げを行っている。
勤勉手当については、勤勉手当基礎額(俸給+特別地域手当+役職加算額)に勤勉手当の成績率の基準に従って定める割合を乗じて得た額としている。

監事

役員報酬基準は、月額、期末手当及び勤勉手当から構成されている。月額については、独立行政法人航空大学校役員報酬規程に則り、俸給(監事611,000円)に特別地域手当、通勤手当、単身赴任手当を加算して算出している。
なお、俸給や各手当については国家公務員の給与に準じた取扱いとなっており、人事院勧告に準拠して改定を行っている。
期末手当についても、同規程に則り、期末手当基礎額(俸給+特別地域手当+役職加算額)に100分の66.25を乗じ、さらに基準日以前6ヶ月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。また、令和7年度人事院勧告を踏まえ、令和7年度期末手当の100分の2.5の引き上げを行っている。
勤勉手当については、勤勉手当基礎額(俸給+特別地域手当+役職加算額)に勤勉手当の成績率の基準に従って定める割合を乗じて得た額としている。

監事(非常勤)

役員報酬基準は、月額で構成されている。月額については、独立行政法人航空大学校役員報酬規程に則り、254,000円としている。

2 役員の報酬等の支給状況

役名	令和7年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	千円 15,856	千円 11,196	千円 4,573	千円 88 (通勤手当)			
理事	千円 16,019	千円 9,528	千円 4,535	千円 1906 50 (特別地域手当) (通勤手当)			◇
監事	千円 11,361	千円 7,332	千円 2,995	千円 984 50 (単身赴任手当) (通勤手当)			
監事 (非常勤)	千円 3,048	千円 3,048	千円 ()	千円 ()			

注1:「その他」欄には手当等が支給されている場合は、例えば通勤手当の総額を記入する。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄

注3:端数処理の関係上、各内訳の合計額と総額が一致しない場合がある。

3 役員の報酬水準の妥当性について

【法人の検証結果】

法人の長 (当法人は、航空機の操縦に関する学科及び技能を教授し、航空機の操縦に従事する者を養成する業務を担っている。その報酬水準については、I-1-1-①に記載したとおり、国家公務員の指定職俸給表に準拠して定められており妥当である。)

理事 (当法人は、航空機の操縦に関する学科及び技能を教授し、航空機の操縦に従事する者を養成する業務を担っている。その報酬水準については、I-1-1-①に記載したとおり、国家公務員の指定職俸給表に準拠して定められており妥当である。)

監事 (当法人は、航空機の操縦に関する学科及び技能を教授し、航空機の操縦に従事する者を養成する業務を担っている。その報酬水準については、I-1-1-①に記載したとおり、国家公務員の指定職俸給表に準拠して定められており妥当である。)

監事(非常勤) (当法人は、航空機の操縦に関する学科及び技能を教授し、航空機の操縦に従事する者を養成する業務を担っている。その報酬水準については、I-1-1-①に記載したとおり、国家公務員の指定職俸給表に準拠して定められており妥当である。)

【主務大臣の検証結果】

(当法人は、航空機の操縦に関する学科及び技能を教授し、航空機の操縦に従事する者を養成する業務を担っている。その業務内容に鑑みれば、I-1-1-①で示された役員報酬基準の設定の考え方は、その職責に応じた国家公務員の給与水準を踏まえて定められており、妥当である。またI-1-2の報酬実績は報酬水準の設定の考え方に即しており、法人の実績評価に鑑みても、法人の検証結果は妥当である。)

4 役員の退職手当の支給状況(令和7年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	前職
	千円	年 月			
	該当者なし				

注:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄

5 退職手当の水準の妥当性について

【主務大臣の判断理由等】

区分	判断理由
	該当者なし

6 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

業績給については、すでに導入済みであり、今後も継続する方針。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 職員給与の支給水準の設定等についての考え方

当法人は、航空機の操縦に関する学科及び技能を教授し、航空機の操縦に従事する者を養成する業務を担っているが、平成13年度の独立行政法人化以前は国の機関であり、職員は国家公務員からの人事交流者が大多数を占めていることから、給与水準については国家公務員の給与に準じて定めている。

② 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方（業績給の仕組み及び導入実績を含む。）

当法人においては、平成24年10月より国家公務員の人事評価制度に準拠した評価制度を導入し、平成25年度以降の勤勉手当及び昇給に反映している。

③ 給与制度の内容

独立行政法人航空大学校給与支給規程に則り、俸給及び諸手当（管理職手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当及び在宅勤務等手当）としている。期末手当については、期末手当基礎額（俸給＋扶養手当＋地域手当＋広域異動手当＋役職加算額＋管理職加算額）に特定管理職員にあつては100分の105、それ以外の職員にあつては100分の125を乗じ、さらには基準日以前6ヶ月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。勤勉手当については、勤勉手当基礎額（俸給＋地域手当＋広域異動手当＋役職加算額＋管理職加算額）に勤勉手当の成績率の基準に従って定める割合を乗じて得た額としている。

令和7年度人事院勧告に基づき、俸給表の改定に関わる規程改正を行い、令和7年度期末手当の支

④ 給与制度の令和7年度における主な改定内容

当法人の給与水準については国家公務員の給与に準じて定めていることから、令和7年度人事院勧告に基づき、職員の俸給額の引き上げ及び、令和7年度期末手当の支給割合について100分の2.5引き上げる改定を令和8年1月9日を施行日として実施している。また、同様の理由により、令和7年4月1日を施行日として、通勤手当の支給額を引き上げるほか、扶養手当の月額を扶養親族たる子については10,000円から11,500円に引き上げ、扶養親族たる配偶者については6,500円から3,000円に引き下げる改定を実施している。

2 職員給与の支給状況等

① 常勤職員の数

全常勤職員（令和8年4月1日時点）：84人

注：常勤の在外職員、任期付職員及び再雇用職員（再任用職員）を含む全ての常勤職員の総数

うち同一の職種等により通年で給与が支給された職員（対象常勤職員）：56人

② 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	令和7年度の年間給与額（平均）			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当等		
常勤職員	人 56	歳 49.6	千円 9,079	千円 6,564	千円 77	千円 2,515
事務・技術	人 13	歳 45.2	千円 7,295	千円 5,305	千円 48	千円 1,990
その他教育職種	人 36	歳 50.5	千円 10,070	千円 7,277	千円 88	千円 2,793
整備・運用	人 7	歳 53.2	千円 7,298	千円 5,243	千円 71	千円 2,055

非常勤職員	人 25	歳 57.5	千円 5,161	千円 4,370	千円 108	千円 791
事務・技術	人 7	歳 43.5	千円 4,304	千円 3,139	千円 81	千円 1,165
その他教育職種	人 8	歳 64.1	千円 6,804	千円 6,804	千円 98	千円 0
整備・運用	人 10	歳 62.1	千円 4,446	千円 3,282	千円 135	千円 1,164

注1：常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再雇用職員を除く。

注2：在外職員、任期付職員、再雇用職員については、該当者がいないため表を省略する

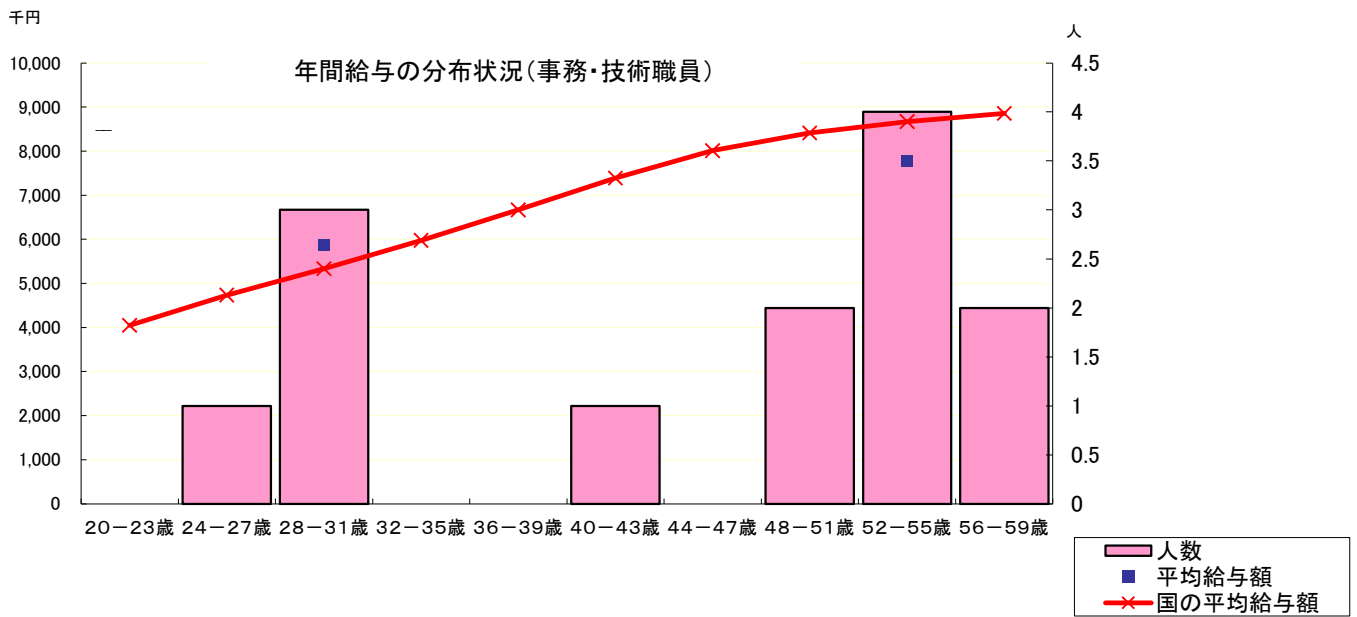
注3：研究職種及び医療職種については、該当者がいないため表を省略する

注4：その他教育職種とは教官を指し、整備・運用とは訓練用航空機の整備・運航を管理する職員のことである

注5：「年間給与額」は、時間外手当を除く給与の額

注6：「通勤手当等」は、通勤手当と在宅勤務等手当の合算

③ 年齢別年間給与の分布状況(事務・技術職員)〔在外職員及び再雇用職員を除く。以下、⑤まで同じ。〕



注1: ②の年間給与額から通勤手当等を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

注2: 24～27歳、40～43歳、48～51歳、56～59歳については、該当者が2名以下のため、当該個人に関する情報が特定される恐れがあることから、平均給与額を表示していない。

注3: 該当者が「4名」以下の年齢分布については第3四分位及び第1四分位を表示していない。

④ 職位別年間給与の分布状況(事務・技術職員)

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額	
			平均	最高～最低
	人	歳	千円	千円
本部部長・同相当職	1	—	—	—
本部課長・同相当職	1	—	—	—
本部課長補佐・同相当職	2	—	—	—
本部係長・同相当職	8	43.4	6,462	7,593～5,717
本部係員	1	—	—	—

注1: 本部部長、本部課長、本部課長補佐、本部係員については、該当者が2名以下のため、当該個人に関する情報が特定される恐れがあることから、人員以外の項目については記載していない。

⑤ 賞与(令和7年度)における査定部分の比率(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
		%	%	%
管理職員	一律支給分(期末相当)	48.2	47.9	48
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	51.8	52.1	52
	最高～最低	55.2～47.3	52.3～52.0	53.7～49.8
一般職員	一律支給分(期末相当)	54.7	54.6	54.6
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	45.3	45.4	45.4
	最高～最低	52.2～41.5	47.5～42.1	50.0～43.1

3 給与水準の妥当性の検証等

事務・技術職員

項目	内容
対国家公務員 指数の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・年齢勘案 96.8 ・年齢・地域勘案 106.4 ・年齢・学歴勘案 101.0 ・年齢・地域・学歴勘案 108.8
国に比べて給与水準が 高くなっている理由	<p>【地域・学歴を勘案した影響】 当校は平成13年度の独立行政法人化以前は国の機関であったことから、職員給与は国に準じて支給しているところであるが、都市部（東京都特別区等）の官署に在籍していた国家公務員からの出向者が多数おり、これらの職員に対する地域手当の異動保障（調査対象人員中53.9%が受給）、広域異動手当（調査対象人員中30.8%が受給）及び単身赴任手当（調査対象人員中30.8%が受給）等の支給が対国家公務員指数（特に地域勘案、地域・学歴勘案）を押し上げる要因となっている。</p> <p>【指数の算出方法により指数が高くなっている理由】 事務・技術職員の調査対象人員は13名と少ないため、各個人の諸手当の有無が指数に大きく影響している。</p> <p>《参考》 ○国家公務員における各手当の受給者割合 ・地域手当異動保障（非支給地）：23.8% ・広域異動手当：13.2% ・単身赴任手当：6.7% ※「令和7年度国家公務員給与等実態調査（人事院）」より算出 ○国家公務員における地域手当の支給割合（令和7年度） ・1級地（20%）：東京都特別区 ・2級地（16%）：大阪市等 ※非支給地：航空大学校所在地（宮崎市、帯広市、岩沼市）等</p>
給与水準の妥当性の 検証	<p>【支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合47.6%】 国からの財政支出額2,518,181千円、支出予算の総額5,292,331千円 ：令和7年度予算額</p> <p>【累計欠損額157,964,791円（令和7年度決算）】 【管理職の割合15.4%（常勤職員数13名中2名）】 【大卒以上の割合23.0%（常勤職員数13名中3名）】 【支出総額に占める給与・報酬等支給総額の割合18.0%】 （支出総額5,116,404,889円、給与・報酬等支給総額923,057,873円 ：令和7年度決算）</p> <p>（法人の検証結果） 当法人は、航空機の操縦に関する学科及び技能を教授し、航空機の操縦に従事する者を養成する業務を担っている。その給与水準はⅡ-1-①に記載したとおり国家公務員の水準を考慮しているが、Ⅱ-2の結果は①の考え方を踏まえて国家公務員の水準に即した実績となっており妥当である。引き続き国家公務員に準じて適正な給与水準となるよう取り組む。</p> <p>（主務大臣の検証結果） 当法人は、航空機の操縦に関する学科及び技能を教授し、航空機の操縦に従事する者を養成する業務を担っている。その業務内容に鑑みれば、Ⅱ-1-①で示された給与水準の考え方は、国家公務員給与の給与水準を踏まえて定められており、妥当である。 また、Ⅱ-2の給与実績は給与水準の設定の考え方に即しており、法人の検証結果は妥当である。</p>
講ずる措置	引き続き、国に準じて適正な給与水準の維持が図られるよう取り組む。

4 モデル給与

- 22歳(大卒初任給)
月額 232,000円 年間給与 3,862,800円
 - 35歳(本部係長・同相当職)
月額 305,900円 年間給与 5,164,358円
 - 50歳(本部課長・同相当職)
月額 492,500円 年間給与 8,154,882円
- ※ 扶養親族がいる場合には、扶養手当(配偶者 3,000円、子1人につき 11,500円)を支給

5 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

- 人事評価制度を導入済み。今後も国家公務員の人事評価制度を考慮した上で継続する。

III 総人件費について

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 806,094	千円 825,356	千円 836,941	千円 853,987	千円 923,057	千円
退職手当支給額 (B)	千円 81,618	千円 49,270	千円 1,713	千円 51,257	千円 3,968	千円
非常勤役職員等給与 (C)	千円 287,626	千円 315,332	千円 305,559	千円 302,423	千円 311,422	千円
福利厚生費 (D)	千円 153,056	千円 159,025	千円 149,487	千円 165,065	千円 184,935	千円
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 1,328,394	千円 1,348,983	千円 1,293,700	千円 1,372,732	千円 1,423,382	千円

注:令和3年度から第5中期目標期間開始のため、前年度期間は記載していない。

総人件費について参考となる事項

- 給与、報酬等総支給総額の対前年度比については8.0%増となっており、主な要因としては、給与法改正に応じた給与改定並びに時間外勤務及び特殊勤務の時間数増加によるものとなっている。また、退職手当支給額については、令和7年度定年退職者がいなかったことから令和6年度より大幅な減少となっている。最広義人件費については3.7%増となっており、主な要因としては、「給与、報酬等総支給総額」の増加及び「退職手当支給額」の減少となっている。

IV 定年制度及び60歳以上の職員の給与制度

- 令和7年4月から職員の定年年齢は62歳とし、役職定年制度、定年前再任用短時間勤務制度及び暫定再任用制度を導入している。60歳に達した年度の翌年度以降の職員の給与は、俸給月額を7割措置としている。また、60歳に達する職員に対して、情報の提供及び勤務の意思確認を行うよう規則を改定している。今後の定年年齢も国の定年延長制度に準拠するよう改正している。

V その他

- 特になし。